

岩手県監査委員告示第23号

監査結果の公表（令和2年岩手県監査委員告示第10号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年5月12日

岩手県監査委員 軽 石 義 則
岩手県監査委員 神 崎 浩 之
岩手県監査委員 寺 沢 剛
岩手県監査委員 沼 田 由 子

- 1 監査対象機関名 岩手県水産技術センター
- 2 監査実施日
 - (1) 予備監査実施日 令和元年11月13日
 - (2) 本監査実施日 令和2年1月31日
- 3 監査結果の公表の日 令和2年3月6日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
特殊勤務手当の支給に当たり、支給すべき金額より少なく支給しているものが122件、134,970円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	支給していなかった特殊勤務手当134,970円について、令和2年2月17日に支給を完了した。 今後は、根拠法令等を改めて確認するとともに、決裁時に支払額の根拠資料を添付し、複数チェックを行うこととした。